

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市柞田土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（ほ場整備事業）油井北側地区）を行うことについて平成29年3月14日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において平成29年3月31日から同年4月20日まで縦覧に供する。

平成29年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造